

受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針(ガイドライン)

1 目的

本ガイドラインは、区施設の管理者が健康増進法第25条及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月東京都条例第75号。以下「都条例」という。）に基づき、施設内での受動喫煙防止対策を進めるにあたっての基本的な考え方を示すことにより、区民及び職員の健康の保持・増進を図るとともに快適な公共施設および職場環境の形成を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この方針に掲げる用語の定義は、以下に定めるもののほか、都条例の例による。

(1) 受動喫煙

人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされることをいう

(2) たばこ

たばこ事業法に定める製造たばこ又はたばこ代用品（加熱式たばこ等）

(3) 特定施設

多数の者が利用する以下の施設について、特定施設の類型に区分する。

ア 第一種施設

保育園、幼稚園、小・中学校等、児童館、行政機関（庁舎、出張所等）、保健センター等

イ 第二種施設

図書館、コミュニティセンター、イベントホール、博物館、スポーツ施設、老人福祉センター、集会所等

(4) 喫煙場所

ア 喫煙専用室

各種施設の屋内におけるたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省で定める技術的基準に適合した部屋に適合した部屋

イ 特定屋外喫煙場所

第一種施設の敷地内（屋外）に受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた喫煙場所

ウ 屋外喫煙場所

第一種施設を除く施設の敷地内（屋外）に受動喫煙を防止するために必要な配慮をした喫煙場所

(5) 施設管理者

施設を管理する所管課等の長

3 対象施設

本ガイドラインで対象とする施設は、都条例第2条に定める第一種施設及び第二種施設に該当する全ての区の施設とする。

4 受動喫煙防止対策の基本的考え方

- (1) 区の施設については、屋内及び屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とする。
- (2) 第二種施設及び複合施設（第二種施設の建物に第一種施設が設置されている施設等）については、施設の対応や利用状況等により、禁煙とすることが極めて困難な場合は、当面の間、施設利用者を対象として、屋内は喫煙専用室、屋外は受動喫煙防止に十分な配慮をした喫煙場所を設置することができる。
- (3) 施設の類型ごとの受動喫煙防止対策の一覧については下表のとおりとする。

【表 特定施設における受動喫煙防止対策】

施設の類型		屋内	屋外（敷地内）
第一種施設	① 保育所、幼稚園、小学校、中学校 等	禁煙	禁煙
	② 病院、診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎 等	禁煙	禁煙 （特定屋外喫煙場所の設置可）
第二種施設	第一種施設以外の施設	禁煙	禁煙 （屋外喫煙所の設置可※）
複合施設	第二種施設の建物に第一種施設が設置されている施設等	禁煙	禁煙 （屋外喫煙所の設置可※）

※特段の理由がある場合のみ、例外的に施設利用者を対象として、受動喫煙防止に配慮した喫煙場所を設置可

5 受動喫煙防止対策推進のための注意事項

- (1) 屋内に喫煙場所を設置する場合、独立した喫煙専用室を設定し、屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置する等、たばこの煙やにおいが喫煙禁止場所へ流れないように講じなければならない。この場合、別記の厚生労働省の「喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出に係る技術的基準」を踏まえたものとする。

- (2) 屋外に喫煙場所を設置する場合、室内に煙が入らないように出入り口から一定の距離を確保するなど、通路・通行人に受動喫煙が生じないように配慮しなければならない（配慮義務）。
- (3) 施設等において、喫煙場所等を定めようとするときは、当該場所に標識を掲示しなければならない。また、喫煙場所に20歳未満の者の立入が禁止されている旨の掲示を行う等の措置を講じなければならない。

6 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 各施設管理者は、受動喫煙を防止するための必要な措置を取るよう努めなければならない。また、このガイドラインを周知徹底するとともに、職員の自主的・積極的な協力を得るよう努めなければならない
- (2) 職員は、この指針を遵守し受動喫煙防止対策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- (3) 施設利用者等には、受動喫煙の防止について周知し、理解と協力を求めるよう努めなければならない。
- (4) 本ガイドラインに基づき、区における受動喫煙防止対策を円滑に推進していくため、各主管課の役割を次のとおりとし、それぞれが連携して取り組みを進めていく。

7 本ガイドラインにおける各主管課の役割

- (1) 区のたばこ対策（たばこが健康へ与える影響についての普及啓発、20歳未満及び妊産婦の喫煙防止、禁煙支援等）・・・墨田区保健所
- (2) 施設の受動喫煙防止対策
 - ア 区施設全体の総合調整・・・・・・・・総務部総務課
 - イ 本庁舎の受動喫煙防止対策・・・・・・・・総務部総務課
 - ウ 本庁舎以外の受動喫煙防止対策・・・各施設を管理する所管課
 - エ 区議会棟・・・・・・・・区議会事務局
 - オ 学校・・・・・・・・教育委員会事務局
 - カ 施設内空気環境測定・・・・・・・・各施設を管理する所管課
 - キ 民間施設への普及・啓発・・・・・・・・保健衛生担当保健計画課
 - ク 職場における喫煙対策・・・・・・総務部職員課

8 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、国又は東京都の法令等の定めに従うこととする。

9 実施時期等

- (1) 令和2年4月1日から実施する。
- (2) 平成24年4月1日付で実施した指針及びその解説は、本ガイドラインの実施をもって廃止する。

10 参考

道路等の屋外の公共の場については、「墨田区路上喫煙等禁止条例」、公園及び児童遊園、区民広場は「墨田区立公園条例」及び「区民広場の設置及び管理に関する要綱」の定めに準ずる。

別記

厚生労働省「喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出にかかる技術的基準」

喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。

- 1 出入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること。
※入り口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。
- 2 壁、天井等によって区画されていること。
- 3 たばこの煙が屋外に排気されていること
※施設が複数の階に分かれている場合は、フロア分煙を行うことが可能
※法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする。